

銀行代理業者許可票

銀行代理業

銀行法第52条の60の2第1項の規定により銀行代理業を営む者

みずほ信託銀行株式会社

所属銀行

株式会社みずほ銀行

銀行代理業の業務の種類

- 一 預金等の受入れを内容とする契約の締結の媒介
ただし、取り扱う預金の種類は、円貨の普通預金とする。

銀行代理業の営業日及び営業時間

- ア. 営業日：休日以外の日
イ. 休日：日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日、十二月三十一日から翌年の一月三日までの日、土曜日
ウ. 営業時間：午前九時から午後三時まで
（ダイレクトバンキングセンターの営業時間：午前九時から午後五時まで）